

ひきこもり支援ハンドブック作成委託業務 仕様書

1 目的

ひきこもり当事者やその家族をはじめ、県民のみなさんにひきこもりに関する正しい認識を広めるとともに、ひきこもり支援に役立つ情報（当事者や家族の経験談を含む）を積極的に情報発信するため、ハンドブックを作成することを目的とします。

2 委託業務名

ひきこもり支援ハンドブック作成業務

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

(ア) パンフレット（冊子）の作成

規格 出来上がりサイズ B5 サイズ 中綴じ冊子 20 ページ フルカラー
表紙：上質 135kg / 中面 上質 110kg 部数 6,000 部
バランス校正 3 回程度 色校正 3 回程度を想定。

※ 掲載する文章原案は、地域福祉課から提供します。

(イ) パンフレット（概要版）の作成

規格 出来上がりサイズ A5 サイズ、A3 四つ折り フルカラー
上質 110kg 部数 3,000 部

※ パンフレット（冊子）原稿から 8 ページを抜粋。

(ウ) パンフレットの作成趣旨・方針 別紙の通り。

(エ) パンフレットの電子データ化

成果物として、印刷物の他に、パンフレットの PDF ファイルを作成し、保存した記録媒体 1 部を納品してください。

(2) 委託期間 契約日から令和 5 年 1 月 20 日（金）まで

(3) 契約上限額 704,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 納入期限 令和 5 年 1 月 20 日（金）17 時まで

(5) 納入場所 三重県津市広明町 13 番地 三重県子ども・福祉部地域福祉課

(6) スケジュール（予定）

令和 4 年 10 月下旬 契約

令和 4 年 11 月下旬 原案作成（庁内検討会において、意見聴取）

令和 4 年 12 月中旬 原稿確定

令和 5 年 1 月 20 日 納品

※委託期間中、最低 5 回程度の打ち合わせを想定。

3 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとします。
- (2) 本業務により発生した成果物のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果物のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果物の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。

4 契約方法等に関する事項

- (1) 契約条項県子ども・福祉部 地域福祉課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 地域福祉課において行う。
- (5) 契約代金の支払方法、支払場所、支払時期については、契約条項の定めるところによります。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。
- (7) 再委託は、認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではありません。

5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受

けたときは、契約を解除することができるものとします。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 三重県人事委員会事務局に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県人事委員会事務局と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止 要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

7 その他

(1) 特記事項

本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和4年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月)22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

参考:「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」(三重県)、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国)

三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町番13地 三重県子ども・福祉部
地域福祉課 地域福祉班 藤田・浅井
電話 059-224-2256
FAX 059-224-3085
Email : fukushi@pref.mie.lg.jp